

平成28年10月5日

答申第731号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「①平成19年度の新日本監査法人に委託した監査業務内容、②①の業務委託金額、③19年度の独立監査人の監査報告書は、20年度の監査報告書に記載のある「我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本放送協会の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している」と同様の保証をしているのか、④③の保証内容が異なるのであれば、19年度の監査報告書は、「放送法」及び「放送法施行規則」の記載様式について準拠していることに関する保証であって、数値に関する保証はしていないということなのか」について、開示の求めがあった。

NHKは、①および②は開示し、③および④については、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、平成19年12月28日の放送法改正により20年度から一般に公正妥当と認められる企業会計に準拠することが放送法に明文化されており、19年度以前は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を行い、数値の確認については19年度の準拠性監査においても実施している。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年10月5日（第242回審議委員会）

第744号諮問、審議、答申